（削る）

（第四面）

（略）

（第五面）

（略）

（別紙）　基準省令第10条第２号イ(2)の基準、基準省令第10条第２号ロ(2)の基準又は令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

（略）

（注意）

１．１欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．～９．　（略）

（第四面）

【１．付近見取図】

【２．配置図】

（注意）

１．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

２．付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

３．配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

（第五面）

（略）

（第六面）

（略）

（別紙）　基準省令第10条第２号イ(2)の基準、基準省令第10条第２号ロ(2)の基準又は令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

（略）

（注意）

１．１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．～９．　（略）